

佐賀市社会福祉協議会へのご寄附に関する税制上の優遇措置について

社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会へご寄附いただいた場合、**所得税**及び**住民税**に関する税制上の優遇措置を受けることができます。

所得税（「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除方法を選択することができます。）

所得控除	(寄附金額* ¹ - 2千円) を所得額から控除 *1…寄附金額は、佐賀市社会福祉協議会以外への寄附も合計した額で、年間総所得金額の40%が限度です。
税額控除	{(寄附金額* ¹ - 2千円) × 40%}* ² を所得税額から控除 *1…寄附金額は、佐賀市社会福祉協議会以外への寄附も合計した額で、年間総所得金額の40%が限度です。 *2…所得税額から控除する額は、所得税額の25%が限度です

住民税

佐賀市内在住者	(寄附金額* ³ - 2千円) × 10% を住民税から控除 * (県民税分…4%、市民税分…6%) *3…寄附金額は、佐賀市社会福祉協議会以外への寄附も合計した額で、年間総所得金額の30%が限度です。
佐賀県内在住者 (市外)	(寄附金額* ³ - 2千円) × 4% を住民税から控除 (県民税分…4%) *3…寄附金額は、佐賀市社会福祉協議会以外への寄附も合計した額で、年間総所得金額の30%が限度です。

注) ご寄附いただいた翌年1月1日時点で、佐賀県内、佐賀市内に居住していることが条件となります。

税制上の優遇措置を受けるための手続等

所得税及び住民税の両方 の優遇措置を受ける場合	住所地の管轄税務署で所得税の確定申告を行ってください。 ◎提出書類 本会発行の「領収書」及び「税額控除に係る証明書(写し)」 ◇手続時期 確定申告期間(寄附された年の翌年2月中旬から3月中旬)
住民税のみ の優遇措置を受ける場合	住所地の市役所又は町役場で、寄附金税額控除申告を行ってください。 ◎提出書類 本会発行の「領収書」、「市町村民税・県民税 寄附金税額控除申告書」及び「税額控除に係る証明書(写し)」 ◇手続時期 住所地の市役所又は町役場の住民税の申告期間(寄附された年の翌年)

社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会 総務課

電話 0952-32-6670 FAX 0952-32-6665

(受付時間 土日祝日を除く 8:30~17:15)

〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番36号

※手続きの詳細は、管轄の税務署、住所地の市役所又は町役場の所管部署へお問い合わせください。